

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第36回）

日 時：令和4年1月20日（木）11：00～

場 所：知事応接室

次 第

1 開 会

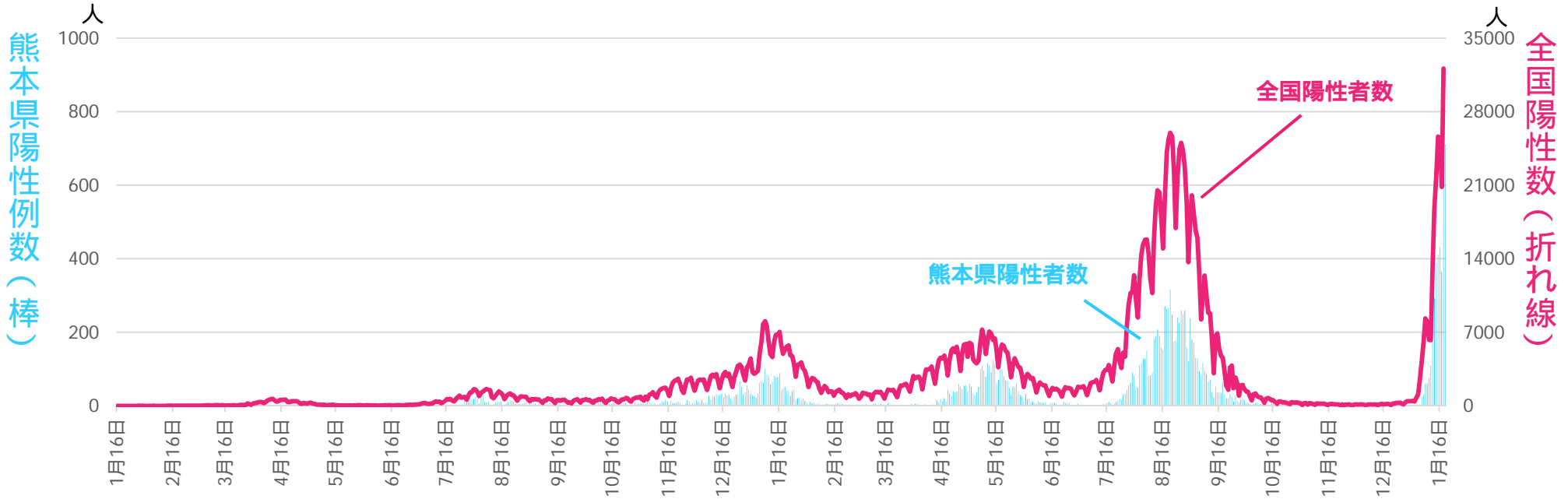
2 本部長訓示

3 議 事

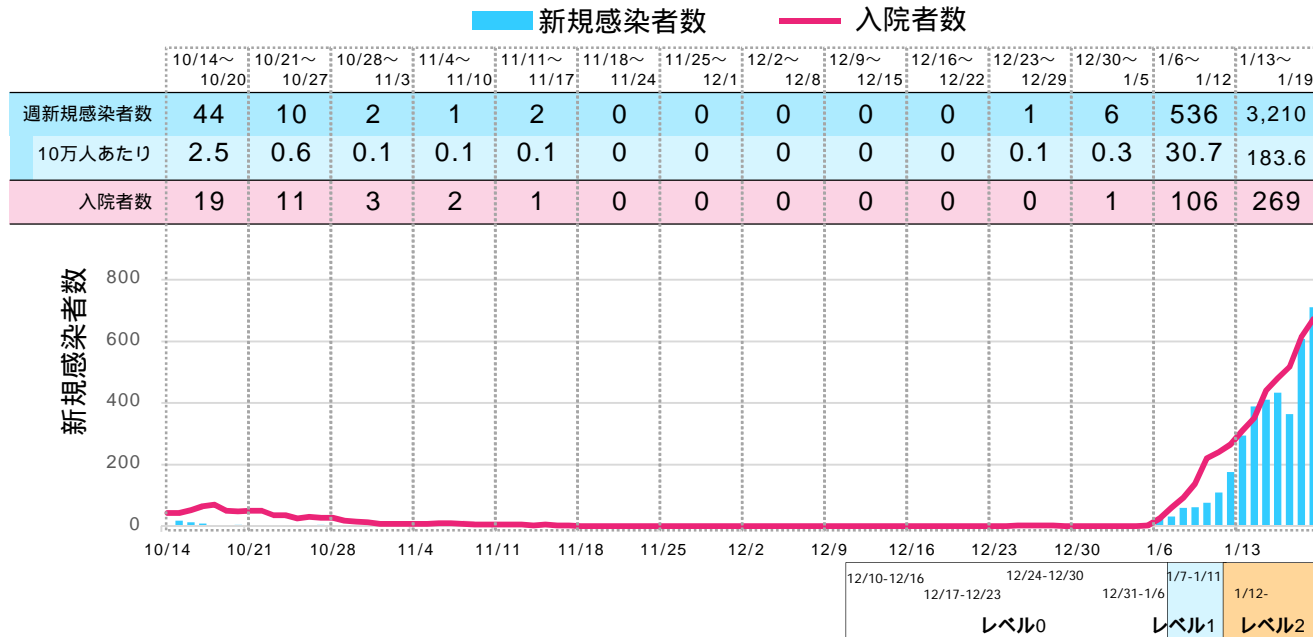
- (1) 感染者の発生状況について 資料 1
- (2) 「まん延防止等重点措置」の適用に係る対策の
強化について 資料 2
- (3) 飲食店に対する時短要請協力金の概要（案）
について 資料 3
- (4) 学校における対策の強化について 資料 4
- (5) 保育所・高齢者施設等における対策の強化
について 資料 5
- (6) その他

全国と熊本県の感染者の確認状況

本県の1月19日までのデータによる
 全国のデータは厚生労働省より(1月18日まで)



【熊本県における新型コロナウイルス感染者発生状況(10/14~1/19) : 公表日ベース】

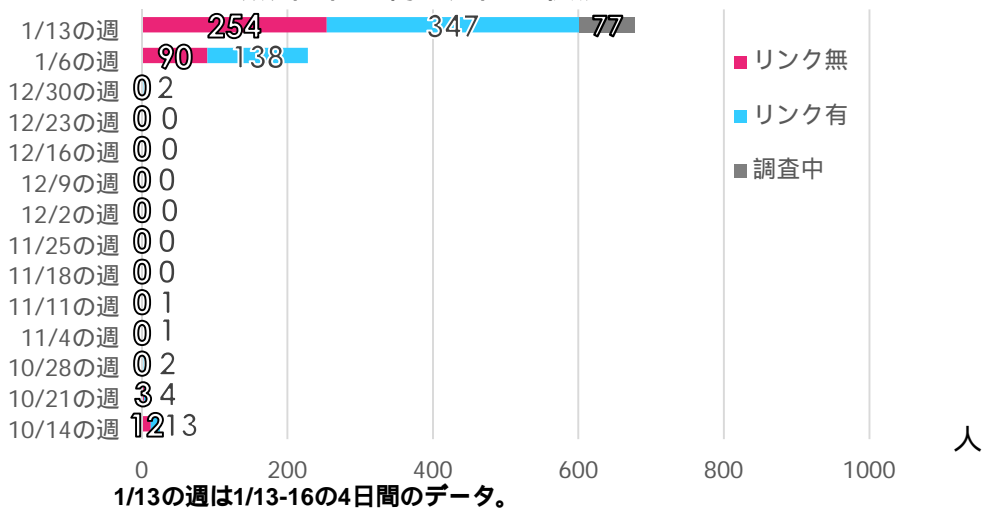


資料

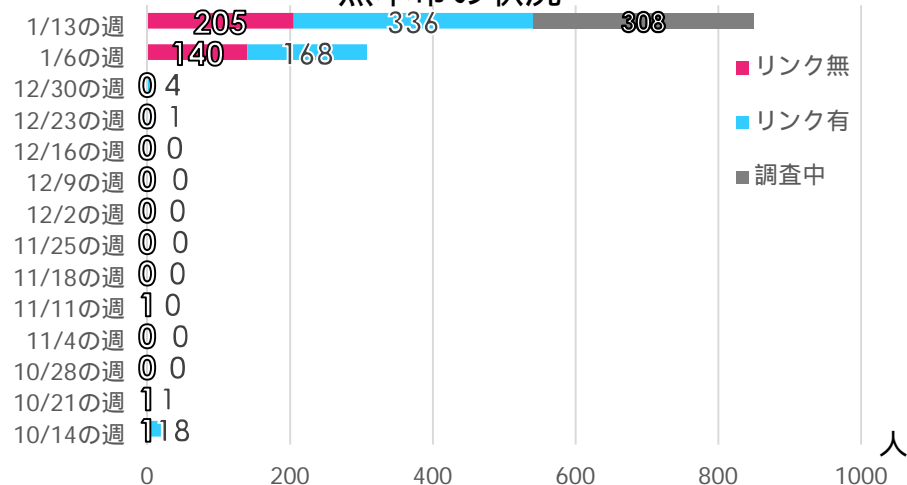
リンク別感染者の確認状況

*リンクの有無は調査により変更する場合がある

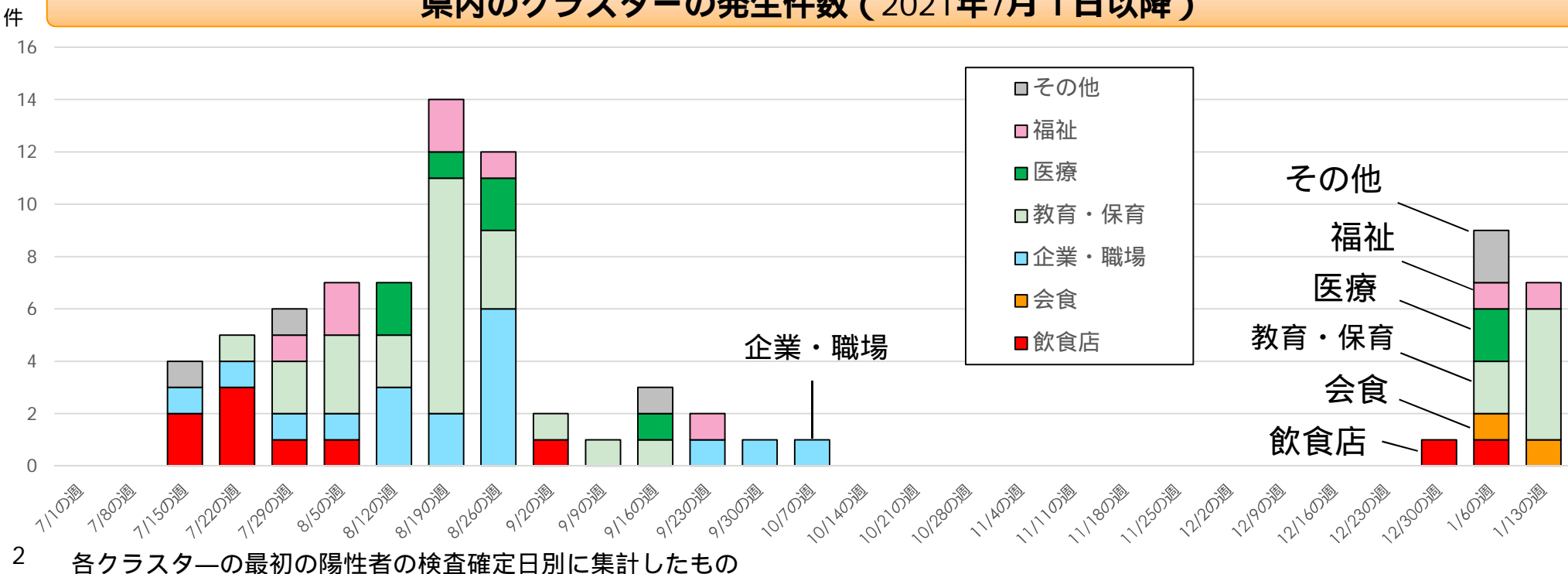
熊本市を除く県の状況



熊本市の状況



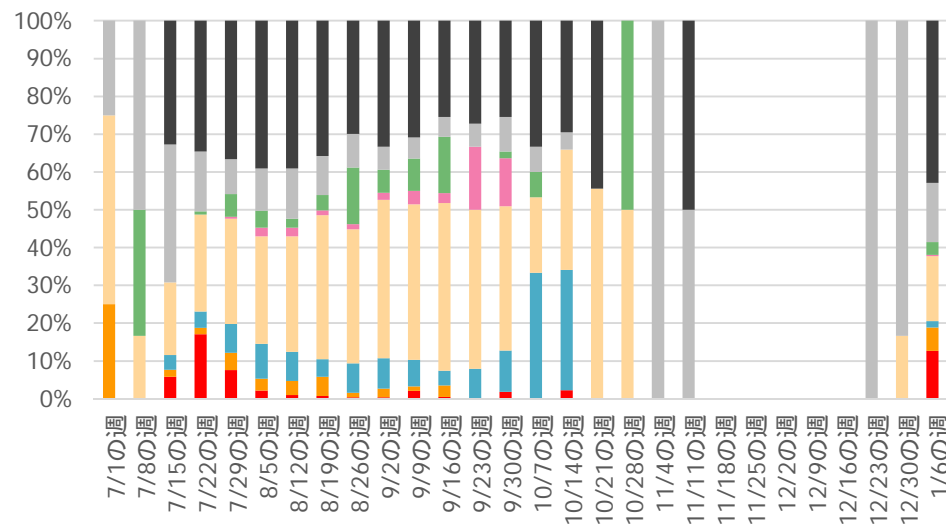
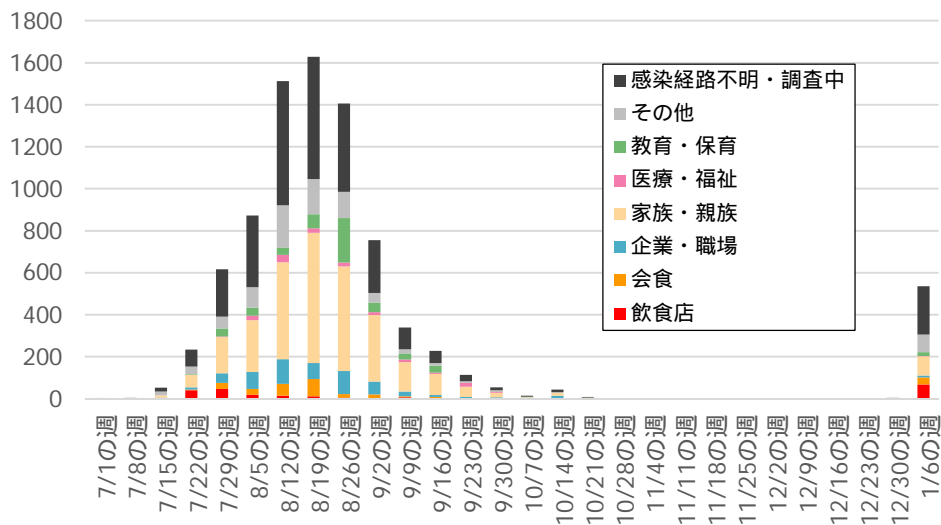
県内のクラスターの発生件数（2021年7月1日以降）



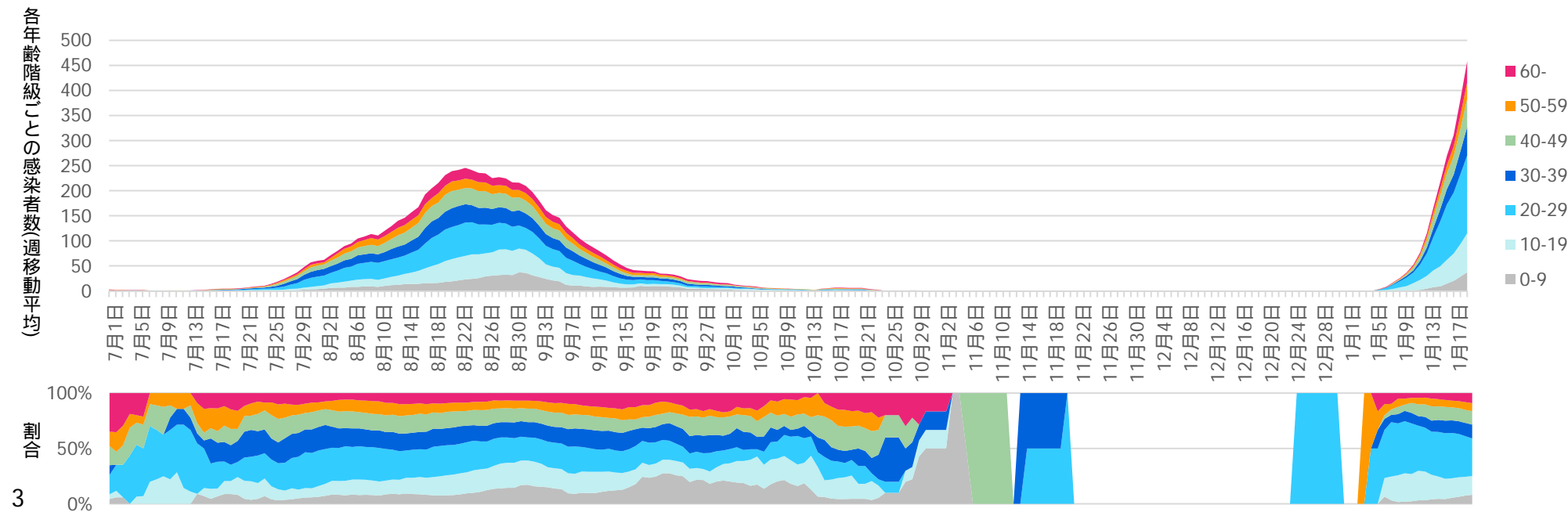
各クラスターの最初の陽性者の検査確定日別に集計したもの

推定感染経路別感染者数

* 感染経路は調査により変更する場合があります

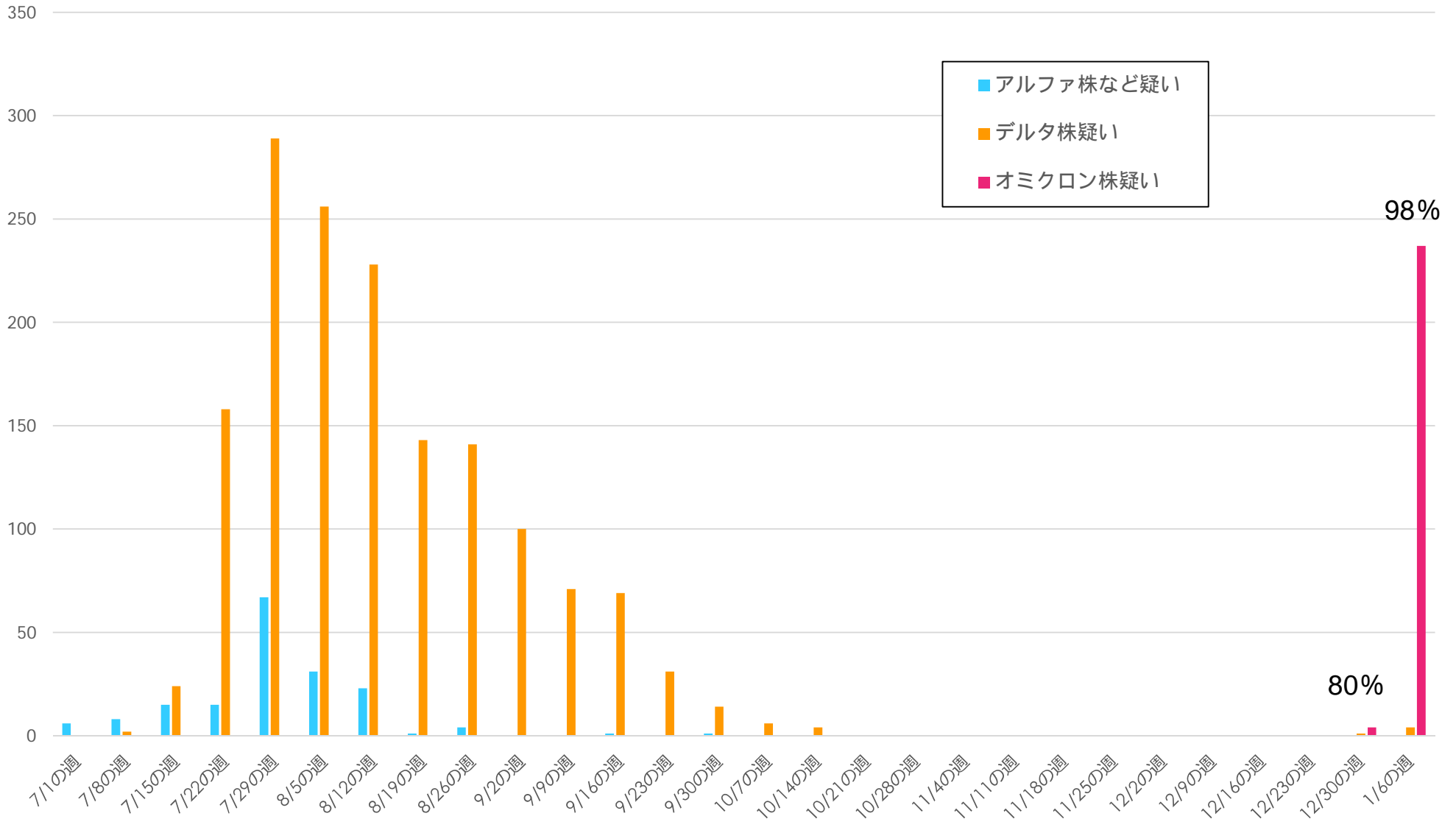


感染者の年齢階級別推移



県内の変異株の状況（L452R変異株検査）

*1月18日集計時点



98%

80%

L452R変異株検査陽性の事例を「デルタ株疑い事例」、11/25の週まではL452R変異株検査陰性の事例を「アルファ株など疑い」、12/2の週以降はL452R変異株検査陰性の事例を「オミクロン株疑い事例」として集計したもの。判定不能となった事例は含まない。

4 11/25の週までは確定日別に集計、12/2の週以降は公表日別に集計。追加検査等により数値は変動する。

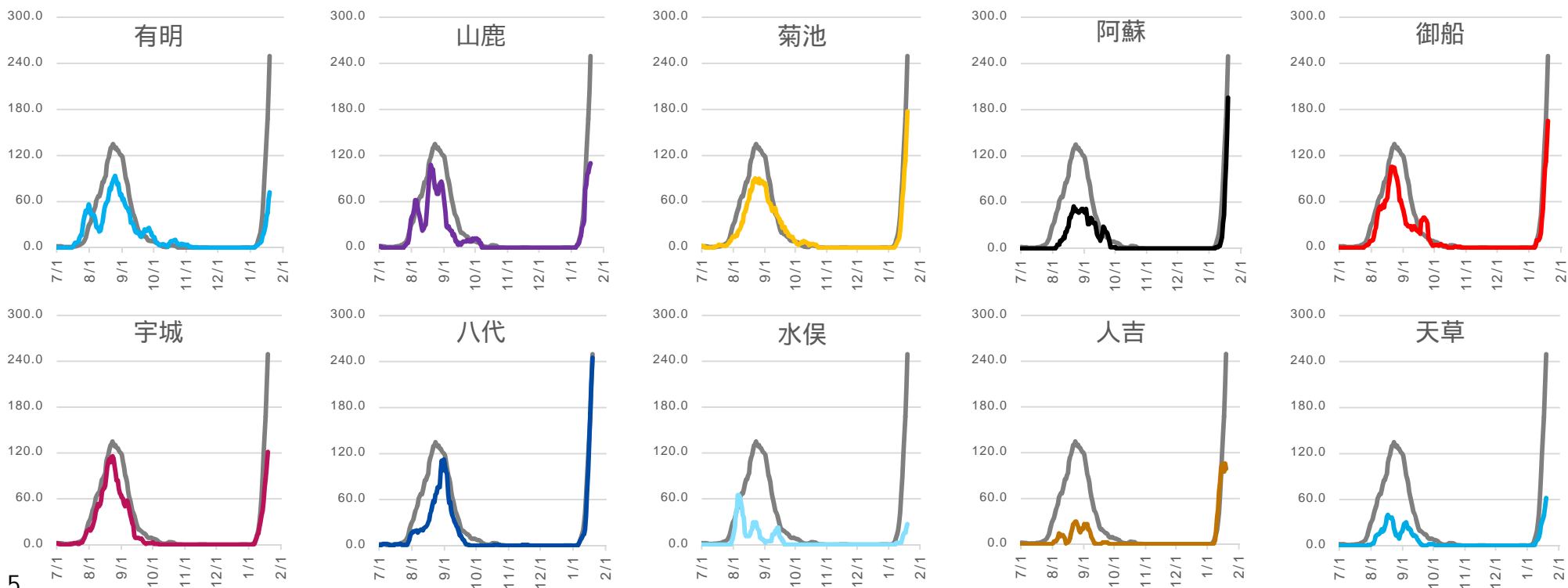
各保健所ごとの10万人あたり感染者数（1月13日～1月19日）

保健所名	新規感染者数	人口10万人あたり感染者数
熊本市保健所	1,841	249.4
有明保健所	112	71.9
山鹿保健所	55	109.9
菊池保健所	328	177.4
阿蘇保健所	118	195.7
御船保健所	135	165.1

保健所名	新規感染者数	人口10万人あたり感染者数
宇城保健所	126	121.4
八代保健所	332	245.1
水俣保健所	12	26.8
人吉保健所	83	98.9
天草保健所	68	62.2
合計	3,210	183.6

各保健所毎の10万人あたり感染者数の7日間移動合計推移

グレーは熊本市保健所



県内の感染状況の指標

感染経路不明割合は調査により変動する場合があります

時点	リスクレベル判定指標				その他の参考指標										
	新規感染者数		入院状況		医療負荷の参考指標							感染状況の参考指標			
	/10万人	人	入院者数	病床使用率 (最大確保病床)	重症病床使用率 (最大確保病床)	療養者数	入院率 1	重症 者数	中等症 者数	必要病床数予測 ²			検査陽性率 (県内全検査数) ³	感染経路 不明割合 ⁴	新規陽性者数 今週/前週比
									1週 間後	2週 間後	3週 間後				
1月19日	183.6	3,210	269	33.0%	0%	2,992人	9%	0	44	217	1,167	6,995	15.1% ⁵	30.1% ⁶	6.0
1月12日	30.7	536	106	13.0%	0%	445人	24%	0	9	33	146	853	6.3%	42.9%	89.3
1月5日	0.3	6	1	0.1%	0%	4人	(25%)	0	0	0	2	4	0.18%	0%	6.0
12月29日	0.1	1	0	0%	0%	0	(0%)	0	0	0	0	0	0.04%	0%	-
12月22日	0	0	0	0%	0%	0	(0%)	0	0	0	0	0	0%	0%	0
12月15日	0	0	0	0%	0%	0	(0%)	0	0	0	0	0	0%	0%	0
12月8日	0	0	0	0%	0%	0	(0%)	0	0	0	0	0	0%	0%	0
12月1日	0	0	0	0%	0%	0	(0%)	0	0	-	-	-	0%	0%	0
11月24日	0	0	0	0%	0%	0	(0%)	0	0	-	-	-	0%	0%	0
11月17日	0.1	2	1	0.1%	1.4%	2	(50%)	1	0	-	-	-	0.08%	50.0%	2.00
11月10日	0.1	1	0	0%	1.4%	3	(67%)	1	1	-	-	-	0.03%	0%	0.17

1 療養者数が人口10万人あたり10人以上(175人)の場合に適用

2 新型コロナウイルスの感染拡大状況とワクチン接種状況に応じた医療需要の予測ツール(国立感染症研究所)の短期予測を用い、本県のデータを用い算出(感染が急激に増加する場合は、誤差が非常に大きくなるため、ツール制作者が認める範囲内でパラメータを調整する場合があります)

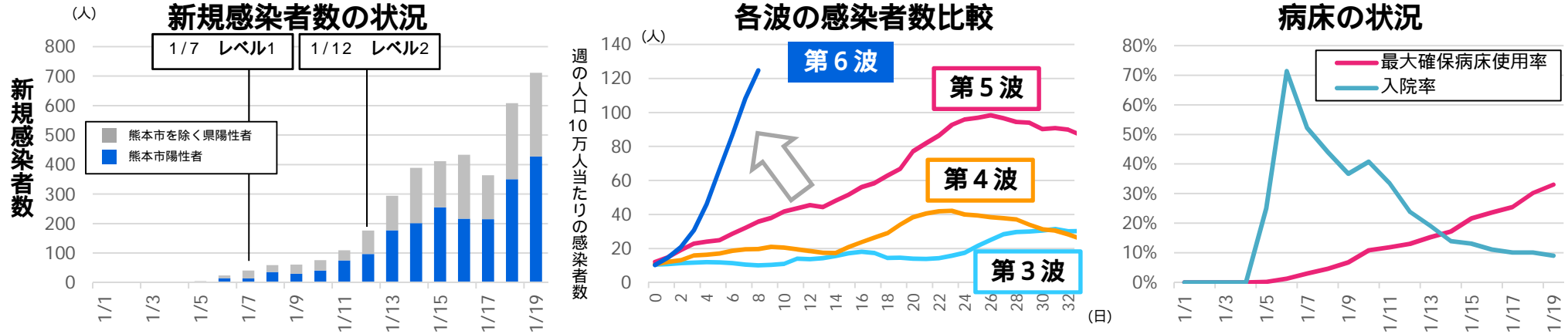
3 新規感染者数(公表日ベース)及び県内の全検査数の1週間合計より算出

4 感染経路不明割合については12月1日以前のデータは確定日ベースの集計に基づく

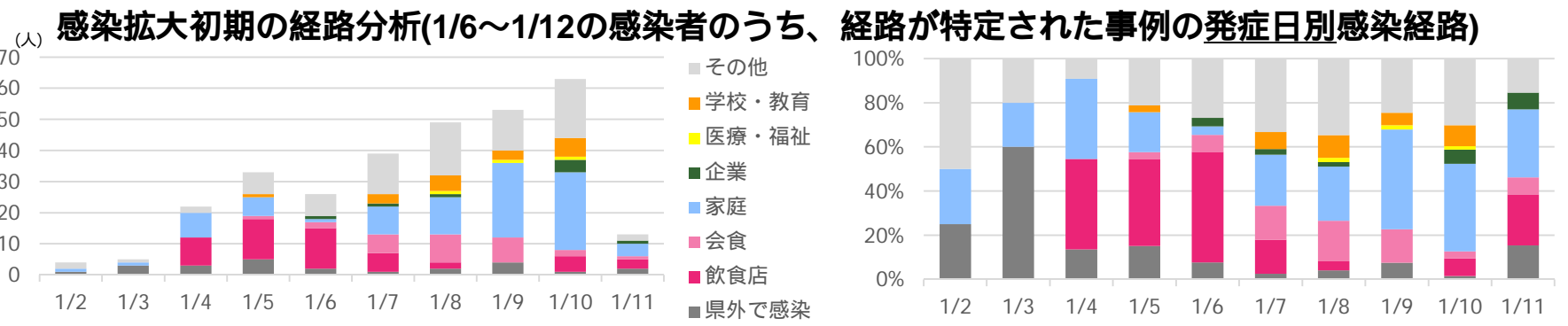
5 1月18日時点の数値

6 1月13日~1月16日の4日間の新規陽性者数1,527名のうち、調査が完了した1,142名から調査結果から算出したもの。調査中の事例(リンクが判定されていない)385名は母数に含んでいない。

「まん延防止等重点措置」の適用に係る対策の強化について



・ オミクロン株の感染拡大に伴い、全県的にこれまでにない感染拡大。
 ・ 1月13日から19日の感染者数は3,210人、最大確保病床使用率は1月19日時点で33.0%



・ 飲食・会食を原因とした感染が、家庭内感染に波及し、医療機関や学校等への波及が確認

1月19日(水)に、本県に「まん延防止等重点措置」の適用

県全域を措置区域とし、対策を強化する(1月21日(金)から2月13日(日)まで)

「まん延防止等重点措置」の適用に係る対策の強化について

②④③①...特措法の根拠条項

特措法第24条第9項...住民・事業者への協力要請。罰則等なし。

特措法第31条の6第1項、2項...まん延防止等重点措置に係る区域の住民・事業者への要請。事業者への要請には命令・罰則あり。

協

...協力金の支給対象となり得る

協

	現状	まん延防止等重点措置による対策概要 令和4年1月21日から令和4年2月13日まで
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染防止対策の徹底と、認証店制度の活用を依頼 ②④同一グループ・同一テーブルでの会食を4人までとするよう要請+ 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染防止対策の徹底と、認証店制度の活用を依頼 ②④同一グループ・同一テーブルでの会食を4人までとするよう要請 ③認証店：午後8時までの時短、酒類提供不可(持込み含む) 午後9時までの時短、酒類提供可 又は のいずれかに応じるよう要請 非認証店：午後8時までの時短、酒類提供不可(持込み含む)
集客施設		③大規模集客施設(床面積1,000㎡超)に対し、入場者の整理、マスク着用の周知等の措置を実施するよう要請
イベント	②④感染防止対策を実施し、規模に応じた人数上限等を確認し、必要な場合は感染防止安全計画を策定するよう要請	②④感染防止対策を徹底し、上限人数を5,000人(感染防止安全計画を策定した場合、20,000人)とするよう要請
検査	<ul style="list-style-type: none"> ②④症状がある場合は外出せずに受診するよう要請 ②④感染に不安がある場合は検査を受けるよう要請 	<ul style="list-style-type: none"> ②④症状がある場合は外出せずに受診するよう要請 ②④感染に不安がある場合は検査を受けるよう要請
会食	<ul style="list-style-type: none"> ②④飲食店での会食は同一グループ同一テーブル4人までとするよう要請+ ②④対策不十分の飲食店は使用しないよう要請 	<ul style="list-style-type: none"> ②④飲食店での会食は同一グループ同一テーブル4人までとするよう要請 ②④対策不十分の飲食店は使用しないよう要請
都道府県間移動	・まん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えること+	・不要不急の都道府県間の移動は極力控えること
外出	②④感染リスクの高い「3つの密」のある場所への外出を自粛するよう要請	<ul style="list-style-type: none"> ②④感染リスクの高い「3つの密」のある場所への外出を自粛するよう要請 ②④路上・公園等での集団飲酒等を自粛するよう要請 ③④時短要請時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ②④業種別ガイドラインの遵守を要請 ・テレワーク・時差出勤等の取組みの協力依頼 ・職場における感染防止のための取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ②④業種別ガイドラインの遵守を要請 ・テレワーク・時差出勤等の取組みの協力依頼 ・職場における感染防止のための取組み
学校	・文科省の「衛生管理マニュアル」に基づく感染防止対策徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・文科省の「衛生管理マニュアル」に基づく感染防止対策徹底 ・県立高校・中学校は、原則として分散登校、学校の実情に応じて時短、時差登校等の実施
保育所等	・感染防止対策の徹底を依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の再徹底を依頼 ・感染状況等に応じて臨時休園等の判断を速やかに行うよう市町村へ依頼
高齢者施設等	・感染防止対策の徹底を依頼	・高齢者や障がい者等の入所施設の従事者に対する集中的検査の実施

飲食店に対する時短等要請協力金の概要（案）

まん延防止等重点措置地域の指定を行った県内全域の飲食店に対する営業時間短縮要請に伴い、全面的に協力()いただいた事業者の方々(店舗ごと)に協力金を支給する。

遅くとも1月24日(月)から要請に応じていただければ、その日以降の期間の協力金を支給します。

1 要請期間 令和4年1月21日(金)～令和4年2月13日(日)

2 対象地域 熊本県内全域

3 対象者
認証店 : 午後9時を超えて営業している飲食店
 午後8時を超えて営業している飲食店
非認証店 : 午後8時を超えて営業している飲食店

4 要請内容
認証店 : 次の、いずれかを選択可 すべての要請期間内で統一してください。
 営業時間を午後9時までに短縮(酒類の提供可)
 営業時間を午後8時までに短縮(酒類の提供・持ち込みは終日行わないこと)
 営業時間が午後9時までの場合は、のほか通常営業することも可能。(ただし、協力金支給対象外)
非認証店 : 営業時間を午後8時までに短縮(酒類の提供・持ち込みは終日行わないこと)

5 申請受付 要請期間終了後に受付を開始する予定です。
 詳細は後日公表。

6 交付額 < 中小企業等(売上高方式) >

認証店 (営業時間を午後9時までに短縮)
 非認証店 (営業時間を午後8時までに短縮)

前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間: ~約3,000万円)	2万5,000円
8万3,334円~25万円 (年間: 約3,000万円~約1億円)	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の 3割
25万円超 (年間: 1億円~)	7万5,000円

認証店 (営業時間を午後8時までに短縮)

前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
7万5,000円以下 (年間: ~約3,000万円)	3万円
7万5,001円~25万円 (年間: 約3,000万円~約1億円)	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の 4割
25万円超 (年間: 1億円~)	10万円

< 大企業(売上高減少方式) > 中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割
 上限額は以下のとおり

認証店・非認証店の場合: 20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方
 認証店の場合: 20万円

コールセンター:
 平日午前9時~午後5時
 (1月22日(土)、23日(日)は開設)
 Tel: 096-333-2828

学校における対策の強化について

学校における対応・取組

各県立学校長、各市町村教育長等宛てに、本日付で通知を發出

県立高等学校・県立中学校では、原則として教室内の人数を20人程度にする分散登校を実施。
併せて、学校の実情に応じて、時間短縮や時差登校も実施。

(県立特別支援学校は、万全な感染症対策を講じた上で、原則、通常登校。)

すべての県立学校で、文部科学省衛生管理マニュアルの最高レベルのレベル3の感染症対策を前倒して実施。

- ・各教科等において、グループワークや合唱等の感染のリスクが高い学習活動は実施しない。
- ・学校行事においては、校外における活動は、進路等に関係するものを除き、原則実施しない。
- ・校内における学校行事等についても、中止または延期、縮小。

宿泊研修や修学旅行については、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、延期を含め慎重に検討。

部活動については、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動。

- ・練習試合等及び合宿等の対外活動は禁止。
- ・大会は、公式大会に限り参加可。ただし、健康観察等の徹底を図り発熱等の風邪症状等がある生徒の参加禁止。

市町村教育委員会及び私立学校にも、地域の感染状況や学校、家庭、地域の実情に応じて最大限の感染症対策を講じることを依頼。

入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対応

万全な感染症対策を講じた上で予定通り実施（前期(特色)選抜：1月24日、後期(一般)：2月24日・25日）

- ・県立高校入試：3月14日追試験及び3月22日追試験受検者対象の二次募集を設定。
- ・県立特別支援学校：特別措置として、書類等による選考を設定。

保育所・高齢者施設等における対策の強化について

保育所等における対策

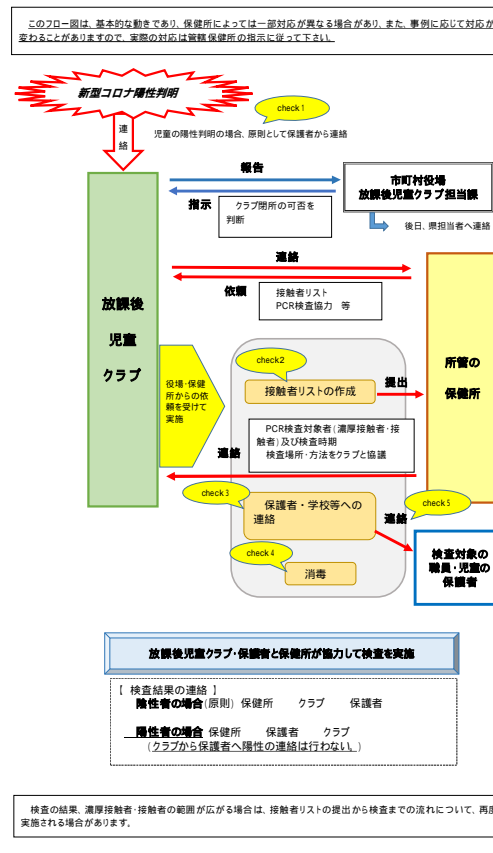
保育所等におけるクラスター発生防止のため、感染防止対策()の徹底を再度要請

- ()・検温や症状等の確認
- ・体調不良時の登園、出勤等を控え、速やかに医療機関を受診
- ・職員のマスク着用、手洗いや手指消毒、換気励行等

園児や職員等が罹患した場合や地域の感染状況等に応じて、臨時休園等の判断を速やかに行うよう市町村へ依頼

放課後児童クラブにおける感染防止対策を強化するため、具体的事例や発生時の初動体制のポイントをまとめたフロー図の活用を市町村を通じて要請

新型コロナウイルス感染症 発生時対応フロー図



新型コロナウイルス発生時の体制確保

責任者
責任者が不在の場合の代理者
代理者

少なくとも責任者と代理者が発生時の対応について情報を共有。
平日、祝日及び夜間の連絡体制

放課後児童クラブの連絡体制

クラブの責任者
保護者の責任者
学校の責任者
市町村担当者

クラブ、保護者との連絡体制
緊急の場合や、土日・祝日及び夜間も連絡が取れる体制となっている。
一貫の連絡体制がとれる
必要に応じて個別に連絡が取れる

児童情報・職員情報

児童	職員
基本情報(家族構成等)	基本情報(家族構成等)
毎日の健康観察	毎日の健康観察
児童の自宅での体調	勤務体制
児童の学校での体調	[クラブを所屬しない場合]
児童家族の体調	体調不良または濃厚接触者の職員が出た場合の代わりの勤務体制
クラブでの過ごし方	クラブ閉所時の場合
マスクの着用状況	出動停止期間中の経過
他の児童との接触状況	[クラブ閉所の場合]
学習時間、おやつ等の際には児童の病の問隙を空けたり、仕切り等を活用した感染対策	クラブ閉所期間中の職員経過

新型コロナウイルス流行時の対応方針

クラブの開所	クラブの閉鎖
学校の方針を踏まえ、市町村と調整の上、クラブの開所/再開の基準、閉所期間をあらかじめ決めておく。 保護者が医療従事者等の場合の児童の居場所確保に留意し、必要に応じて対応できるように学校と調整しておく。 児童の居場所に関する通知(ひな形) 発症した者の特定または差別等につながることはないよう配慮すること。	[方法1] 学校の空き教室等の利用 学校に相談の上市町村と調整し、学校の余裕教室や体育館等の使用により、密を避ける。 [方法2] 利用の自粛要請 児童の居場所を見ることができない大人(保護者の在宅ワークなど)がいる場合、利用自粛をお願いする。 保護者が医療従事者等の場合の児童の居場所確保に留意すること。

感染対策(消毒体制等)

出入口や洗面所、トイレ等の消毒スプレットの設置
遊具、遊具等の定期的な消毒体制
学習、おやつ等に使用する際に児童の席の間隔を空けたり、パーテーション等の設置
消毒液、マスクや空気清浄機等の感染対策に必要な備品等の配備
クラブ内で感染者が発生した場合の消毒体制
職員が消毒を行う場合、感染対策に留意した消毒方法の確認、消毒に必要な物品等の確保
業者に依頼する場合は消毒業者情報の把握

消毒体制

消毒方法の確認、職員が実施、量産に依頼
職員が消毒する場合、感染対策に留意した消毒方法の確認、消毒に必要な物品等の確保

検査対象者への連絡

検査対象者への連絡体制(電話またはメール)

高齢者施設等における対策

従事者にわずかでも症状がある場合、確実に仕事を休ませる体制を構築するなど、感染防止対策の徹底を再度要請。
高齢者・障がい者等の入所施設の従事者に対して、週1回程度の集中的検査(抗原検査等)を実施し、感染者の早期発見に対応。
高齢者施設・障がい者施設等の感染管理に関するオンライン研修等により、施設における感染防止対策を強化。

まん延防止等重点措置に係る 熊本県の対策

令和4年1月20日

熊本県



重点措置区域：熊本県全域

期間：令和4年1月21日(金)から2月13日(日)

根拠：新型インフルエンザ等対策特別措置法

1 基本的な感染防止対策の徹底

【特措法第24条第9項】

**症状がなくとも、マスク着用
こまめな手洗い・手指消毒、換気
発熱時は仕事等を休み、すぐにかかりつけ医等に電話相談！**

- ・「新しい生活様式」の実践をお願いします。
- ・マスク着用、手洗い、換気、人と人との距離の確保等の感染防止対策を徹底してください。
- ・帰宅直後の手洗いや入浴、発熱等の症状がある同居者と部屋を分けるなど、家庭内における感染防止対策を徹底してください。
- ・厚生労働省がリリースした接触確認アプリの積極的な利用をお願いします。

2 検査受検

【特措法第24条第9項】

わずかでも発熱などの症状がある方

外出せず、すぐにかかりつけ医等の医療機関又は発熱者専用ダイヤルに電話相談し、受診してください。

症状はないが、感染に不安を感じる方

県の登録を受けた検査機関等において無料検査が受けられる（熊本県民に限る）ため、検査を受けてください。

3 移動・外出

【特措法第24条第9項】

【特措法第31条の6第2項】

移動

- ・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行等による移動を控えてください。
- ・不要不急の都道府県をまたぐ移動は、極力控えてください。

...対象者全員検査を受けた者を除く。

外出

- ・マスク着用等の感染防止対策を徹底してください。
- ・感染リスクの高い「3つの密」のある場所への外出は自粛してください。
- ・時短要請時間以降は、飲食店にみだりに出入りしないでください。
- ・路上・公園等での集団飲酒等は自粛してください。

会食は、宅飲みを含み、感染リスクを最小化するために、下記に留意して実施してください。

「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」を遵守してなるべく普段から一緒にいる人と人数を絞って

- ・ 飲食店を利用する場合、同一グループの同一テーブル使用は4人以内としてください。

...認証店において対象者全員検査を実施した会食を除く。

- ・ 県内全域で、深夜遅くまでの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控えてください。

- ・ 感染防止対策が講じられていない飲食店は、利用しないようお願いします。

熊本県作成 会食時の感染リスクを下げる4つのステップ 令和2年12月3日制定

飲酒を伴う懇親会や大人数での飲食、長時間におよぶ飲食等は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まる場面に該当しますが、様々な工夫と一人一人の心がけて、感染リスクを下げることは可能です。

感染リスクを下げる4つのステップをみんなで実践しましょう！

STEP1 予約時に下げる！

- お店を予約する際に、感染防止対策を実施しているお店が確認しましょう。
➢ 感染防止対策を実施しているお店は、ステッカーの掲示等で確認できます。
- 同一グループの同一テーブル使用は4人以内とするようお店と相談しましょう。
※ 認証店において対象者全員検査を実施した会食は除きます。



認証店で対象者全員検査を実施した会食の例



STEP2 会食前に下げる！

- 発熱等の症状の有無を確認し、体調の悪い人は参加しないようにしましょう。
- 入店時に手指消毒を行い、マスクを着用したまま、すぐに着席しましょう。



STEP3 会食中に下げる！

- 食事中でも、会話をする際はマスクを着用しましょう。
➢ 食事の時間と会話の時間を分けるなどの工夫が効果的です。
- 大声での会話や席の移動は控えましょう。
- 箸やコップの使いまわしはやめましょう。
- 深酒は控えましょう。アルコールを飲みすぎの人がいたら、ソフトドリンクを勧めましょう。
- 飲酒の影響で参加者の気分が高揚し、マスク無しの会話や大声での会話が行われるなど、感染防止対策が実施されない状況になったら、早めにお開きにしましょう。



STEP4 会食後に下げる！

- 長時間かつ深夜のはしご酒は控えましょう。
- 帰宅直後の手洗いなどにより、家庭内にウイルスを持ち込まないようにしましょう。
- 万が一、発熱等の症状が出た場合は、すぐにかかりつけ医等に電話相談のうえ、医療機関を受診しましょう。また、幹事等に連絡し、参加者と情報共有しましょう。

(注) 認証店：「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けた店舗

5 飲食店

【特措法第24条第9項】

【特措法第31条の6第2項】

- ・営業時間短縮及び酒類の提供について、次のとおり要請します。

対象施設	【認証店】	【認証店以外】
要請内容	午後9時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業はしないこと 午後8時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業及び終日の酒類提供はしないこと。 又は のいずれかに応じるよう要請します。	午後8時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業及び終日の酒類提供はしないこと。

(注) 営業時間が午後9時までの認証店については、上記 のほか、通常営業することも可能です。

- ・同一グループの同一テーブル使用は4人以内としてください。

...認証店において対象者全員検査を実施した会食を除く。

【予約済の会食の取扱い】

1月20日(木)までに予約が完了していた認証店における会食については、ワクチン・検査パッケージの適用を認めますが、可能な限り対象者全員検査を行って下さい。

- ・「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けるか、県が示した業種別の「感染防止対策チェックリスト」、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインにより、十分な感染防止対策を行い、それが県民に分かるよう、ステッカー等を掲示してください。



6 イベント開催

【特措法第24条第9項】

要請内容

- ・県の「イベントの開催制限について」を参考とし、感染防止対策を徹底してください。
- ・参加人数は、下記の【人数上限】、【収容率】のいずれか小さい方に制限してください。
- ・参加人数が5,000人を超えるイベントについては、県に感染防止安全計画を提出してください（大声なしの担保が必要）。
- ・感染防止安全計画を策定しないイベントでは、感染防止策チェックリストを作成し、主催者等のHP、SNSなどで公表し、イベント後1年間保存してください。

	5,000人を超えるイベント (感染防止安全計画策定が必要)	左記を除くイベント (感染防止安全計画を策定しない)
人数上限	20,000人	5,000人
収容率	100%	大声なし：100%、大声あり：50%

...対象者全員検査を行った場合は収容定員まで。

「大声」：通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること。

「大声あり」：「大声」を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが該当

【チケット販売の取扱い】

本取扱いの周知期間を1月22日(土)までとします。すでにチケット販売済のイベントについては、1月22日(土)までに販売されたものは、上記の制限は適用せず、キャンセル等の必要はありません。それ以降については、上記の条件を満たすもののみの販売を可とします。

詳細は熊本県HP「イベントの開催制限について」をご確認ください。

対象施設

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設のうち、床面積が1,000㎡を超える施設

施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など
ホテル等	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など
博物館等	博物館、美術館、図書館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など
遊技場	ネットカフェ、漫画喫茶、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 など
学習支援施設	自動車教習所、学習塾 など
物品販売業を営む店舗	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など
サービス業を営む店舗	葬儀場、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、銭湯、クリーニング店、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など

要請内容

- ・ 入場者の整理等を行ってください。
 - 施設全体での措置（出入口にセンサー等を設置した人数管理、出入口での数の制限等）
 - 売り場別の措置（入場整理券の配布、買い物かごの稼働数把握等による人数管理等）
- ・ 入場者に対するマスクの着用を周知してください。
- ・ 感染防止措置を実施しない者の入場を禁止してください。
- ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（仕切り板の設置又は適切な距離の確保）を講じてください。
- ・ これらの実施状況をホームページ等で広く周知してください。

事業者、学校、保育所等、高齢者施設等への要請、協力依頼内容は次のとおり。

事業者

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・テレワークの推進等による出勤者削減への取組み
- ・職場における感染防止のための取組み（手洗いや手指消毒、換気励行、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得等）の徹底

学校

- ・文部科学省の「衛生管理マニュアル」に基づく感染防止対策の徹底
- ・県立高等学校・中学校は、原則として分散登校、学校の実情に応じて時短、時差登校等の実施

保育所等

- ・保育所等における感染防止のための取組み（職員のマスク着用、手洗いや手指消毒、換気励行等）の徹底
- ・感染状況等に応じて臨時休園等の判断を速やかに行うよう市町村へ依頼

高齢者施設等

- ・高齢者・障がい者等の入所施設の従事者に対する集中的検査の実施
- ・従事者にわずかでも症状がある場合、確実に仕事を休ませる体制の構築
- ・オンライン研修等による、感染防止対策の実施